

市が収集しないもの

次のものなどは、収集することも持ち込むこともできません。

購入先に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼して下さい。



○タイヤ・タイヤホイール



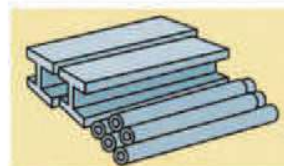
○塗料・ペンキ・印刷インク



○ボタン電池



○消火器



○建築資材



○自動車・自動車部品



○バイク・スクーター



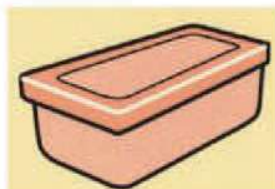
○バッテリー



○耕運機



○電動車椅子



○鋳物浴槽



○耐火金庫



○ピアノ



○電気温水器



○ガスボンベ



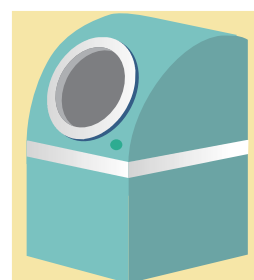
○有害な薬品



○廃油(食用油除く)・石油・灯油
(布に染み込ませるか固めれば可)



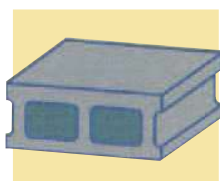
○家電リサイクル法対象機器(電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・テレビ・エアコン・衣類乾燥機)



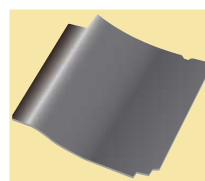
○パソコン



○医療廃棄物



○コンクリート



○瓦

※自動車部品は一部収集できるものもありますので、お問い合わせください。

《家電リサイクル法対象機器》

家電リサイクル法は、平成 13 年 4 月 1 日から実施された法律で、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の家電 4 品目を、売った人（小売店・販売業者）が回収して、造った人（メーカー・製造業者）がリサイクルする法律です。

対象機器

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機

（液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機は平成 21 年 4 月から追加されました。）

廃棄方法

1 買い替えの場合

○同種の製品を購入するお店に引取依頼する。（購入時）

○廃棄する製品を購入したお店に引取依頼する。

（保証書などがあれば、確認が容易にできます。）

※販売店には、買い替えのために不要になった家電4品目を引き取る義務があります。

○メーカーの指定する場所へ自分で持ち込む。（郵便局でリサイクル券の支払いが必要です。）

指定引取場所へは、どのメーカーの製品でも持ち込むことができます。また、それぞれ搬入日、搬入時間がありますので、持ち込む前に確認してください。

飯塚市有安958-4 庄内工業団地内

西鉄運輸(株)筑豊支店 電話:0948-82-2691

鞍手郡小竹町南良津92-5

久留米運輸(株)飯塚店 電話:09496-2-1761

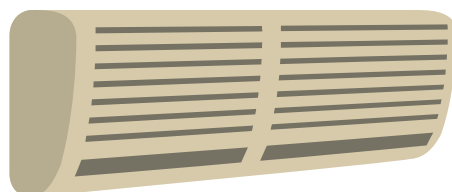
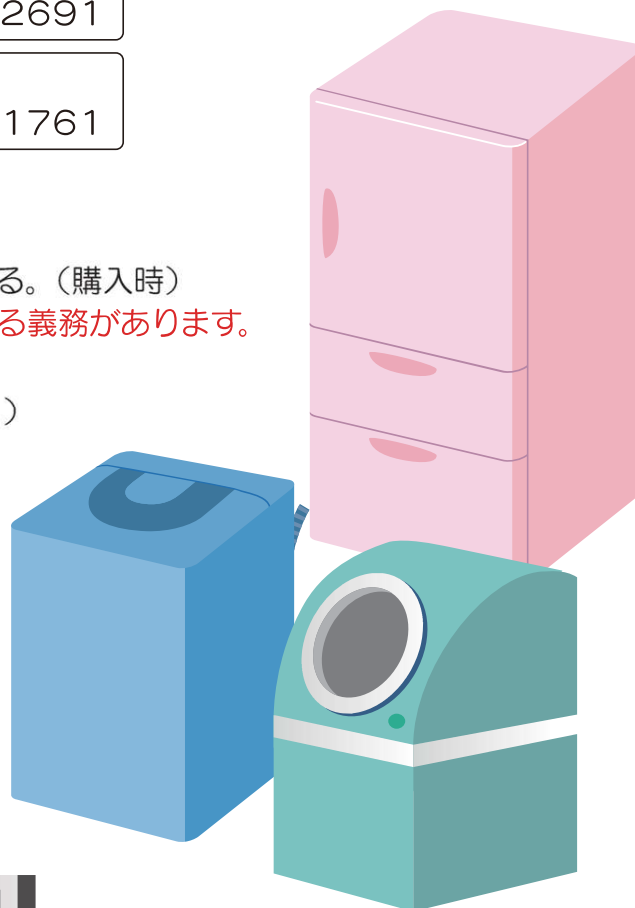
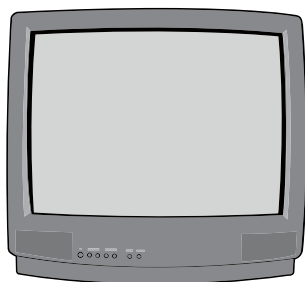
2 買い替えではない場合

○廃棄する製品を購入したお店に引き取り依頼する。（購入時）

※販売店には、以前販売した家電4品目を引き取る義務があります。

○メーカーの指定する場所へ自分で持ち込む。

（保証書などがあれば、確認が容易にできます。）



《パソコン》

使用済みパソコンを資源として再利用するため、平成 15 年 10 月 1 日から「資源有効利用促進法」に基づくパソコンのリサイクルが行われるようになりました。

対象品

- ・デスクトップパソコン、ノートパソコン
- ・ブラウン管型・液晶型ディスプレイ、キーボード

廃棄方法

- ① パソコンの製造・販売メーカーへ回収の申し込みをします。
(自作、倒産メーカー等のものは、有限責任中間法人パソコン3R 推進センターへ申し込んで下さい。)
 - ② 回収申し込み後、専用のゆうパック伝票が送られてきます。
 - ③ パソコンを梱包し、ゆうパック伝票を貼って、郵便局に出して下さい。
(戸口回収を希望される場合は、伝票記載の郵便局へ電話申し込みをすれば回収されます。)
- ※本体とディスプレイが異なるメーカーの場合、それぞれのメーカーへの申し込みが必要です。
※データの流出が心配な場合は、ハードディスクを壊して下さい。
※平成 15 年 10 月以降に販売されたパソコンは、処分費用はありません。しかし、それ以前に販売されたパソコンや回収メーカーがないもの、自作のものは、回収再資源化料金の負担が必要です。

市が収集しないもの

お問い合わせ 一般社団法人 パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685
ホームページ <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>



《二輪車(オートバイ)》

家庭から出る二輪車(オートバイ)の回収とリサイクルを目指し、国内メーカーと輸入事業者各社が共同で回収・リサイクルを行う「二輪車リサイクルシステム」が運用されています。

オートバイを廃棄する場合には、このシステムを活用して資源の有効活用・適正処理のご協力をお願いします。(リサイクル料金等の負担が必要になる場合があります。)

■引取対象車両

二輪車リサイクルシステム参加事業者のオートバイ・原動機付自転車対象となります。
ただし、サイドカー(側車)、バギー車、電動キックボード、ミニカーは対象外です。

廃棄二輪車の引取りを行う廃棄二輪車取扱店(店頭ステッカーが掲示してあります)・指定引き取り窓口やお支払いが必要になる費用などの本システムの詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727
受付時間 9:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始等を除く)
詳しくは 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
ホームページ <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

